

EU法規制情報

REACH規則改正：デカブロモジフェニルエーテル(DecaBDE)

2017年2月10日、REACH規制の制限対象物質リスト(付属書 XVII)が修正され、デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE) の使用制限が追加されました。

2019年3月2日より、デカブロモジフェニルエーテルを含有する繊維製品をEU域内に上市するためには、付属書 XVIIに規定される使用制限の遵守が必須となります
 (2019年3月2日よりも前に上市される製品には、本使用制限は適用されません)。



規制の内容は、以下の通りです。

化学物質	範囲・用途	付属書 XVIIに規定される使用制限
デカブロモジフェニルエーテル (decabromodiphenyl ether; decaBDE) (CAS No. 1163-19-5)	・化学物質として製造または上市する	禁止
	・他の化学物質の構成要素として使用 または上市する ・混合物に使用、またはそれを上市する ・成形品の中もしくは成形品の一部 の中に使用、またはそれを上市する	濃度：0.1重量%未満でなければならない

デカブロモジフェニルエーテルは難燃剤として広く使用されている化学物質で、とりわけプラスチック、繊維製品、接着剤、シール材、コーティング剤およびインクなどに利用されています。自然環境で分解されにくく生物蓄積性も高い物質であることから、環境汚染や健康被害の要因として懸念されており、世界的に規制の動きが高まっています。

お問い合わせ先

東京事業所 グローバルコミュニケーション戦略室

☎ 03-5759-4120 (担当：志賀・関・宮)